第十六条第二項中「振込みのための支出の決定」の下に「（道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の振込みのための支出の決定を除く。）」を加え、「給与支給日」を「当該職員給与の支給日」に改め、同条第三項第六号中「国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令」の下に「（昭和四十三年大蔵省令第五十一号）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

④　官署支出官は、道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の振込みのための支出の決定をし、その旨をセンター支出官に通知したときは、遅滞なく、道府県民税及び市町村民税の月割額にあつては別紙第九号書式による道府県民税及び市町村民税月割額支出決定済通知書を、道府県民税及び市町村民税の退職手当等に係る所得割にあつては別紙第九号の二書式による道府県民税及び市町村民税退職手当等所得割（納入申告及び）支出決定済通知書を関係の市町村に通知しなければならない。

第十七条第二項の次に次の一項を加える。

③　官署支出官は、道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額について、第一項の規定によりセンター支出官に同項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項の誤びゆうの訂正の請求をする場合において、第十六条第四項の規定により道府県民税及び市町村民税月割額支出決定済通知書又は道府県民税及び市町村民税退職手当等所得割（納入申告及び）支出決定済通知書を関係の市町村に通知している場合には、当該市町村から当該通知書を提出させ、これを訂正し、その事由を記入し、これを当該市町村に返付しなければならない。

第十九条第二項を次のように改める。

②　官署支出官は、職員給与の支給において第六条第一項第一号から第五号までの規定による控除の金額について、前項の確認をしたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書式による金額表を作成し、これを関係の歳入徴収官に送付しなければならない。

一　第六条第一項第一号　別紙第九号の三書式による健康保険料被保険者負担金額表

二　第六条第一項第二号　別紙第九号の四書式による船員保険料被保険者負担金額表

三　第六条第一項第三号　別紙第九号の五書式による国家公務員有料宿舎使用料金額表

四　第六条第一項第四号　別紙第九号の六書式による国家公務員通勤災害一部負担金額表

五　第六条第一項第五号　別紙第九号の七書式による厚生年金保険料被保険者負担金額表

第十九条第二項の次に次の一項を加える。

③　官署支出官は、職員給与の支給において第七条第一項の相殺の相殺額について、第一項の確認をしたときは、遅滞なく、別紙第九号の八書式による相殺額表を作成し、これを関係の歳入徴収官に送付しなければならない。

第二十八条第一項中「第十一号書式」を「別紙第十一号書式」に改める。

第三十五条中「第十三号書式」を「別紙第十三号書式」に改める。

第五十四条を削り、第五十五条を第五十四条とし、第五十六条から第五十八条までを一条ずつ繰り上げる。

別紙第四号の四書式の備考2中「児童扶養手当通知書」を「児童扶養手当送金通知書」に、「特別児童扶養手当通知書」を「特別児童扶養手当送金通知書」に改める。

別紙第七号書式の備考3の次に次のように加える。

4　2以上の払出科目がある振込の取消を請求する場合には、払出科目記載欄にすべての払出科目及び当該払出科目ごとの振込金額を記載する。

別紙第九号書式を次のように改める。

別紙第９号書式

道府県民税及び市町村民税月割額支出決定済通知書

異動者	金額	振込先金融機関名	振込年月日	内線	連絡先電話番号	特別徴収義務者指定番号	官署所在地	特別徴収義務者名（官署名）	官署支出官名	市区町村	市区町村コード	都道府県名	都道府県コード